平成２２年（フ）第４５２号
埼玉県草加市吉町２丁目５番12―301号
債務者　木俣恵美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
埼玉県吉川市きよみ野２丁目21番地８、前住所埼玉県吉川市吉川団地４番14号205
債務者　佐藤　雅史
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４５８号
埼玉県吉川市平沼１丁目３番地４　ファミール吉川208号
債務者　野島　美樹（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
埼玉県草加市吉町２丁目６番22号　フレンドリープラザ112号
債務者　宮野　弘之
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
埼玉県川越市大字寺尾339番地63
債務者　松岡　幸世
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６００号
埼玉県狭山市大字北入曽1458番地の121
債務者　大橋　卓磨
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０３号
埼玉県富士見市東みずほ台３丁目19番地１　アルカサールＥ310
債務者　福島　雅子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０７号
埼玉県所沢市若松町1115番地の14
債務者　藤田　和明
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６０８号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目５番23号　宮崎ハイツ205、前住所埼玉県ふじみ野市北野１丁目３番７号
債務者　佐々木啓子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２０４２号
名古屋市昭和区折戸町２丁目29番地　メゾン・ド・コリーヌ106号
債務者　島﨑　晴正
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７号
福島県いわき市平下神谷字北一里塚97番地の５
債務者　芳賀麻理子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２５０号
群馬県高崎市箕郷町矢原44番地７　ＳＫアパートＢ
債務者　松田　律子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第６１６号
埼玉県所沢市泉町1863番地の４　ユアハイツ101
債務者　室賀由美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６２５号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目６番13号　第２石浜荘１Ｆ―Ｂ号
債務者　野藤　信一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６３３号
埼玉県飯能市大字中藤上郷60番地26
債務者　平野井　強
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３４号
神奈川県平塚市高村203番地　高村団地17―703
債務者　酒井　伸二
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

第明治三二十種郵便物認可　三十五年三月